

日本機械学会意見発表の取扱い規定

2002年9月3日 政策財務部会承認
2003年2月18日 理事会変更
2006年11月7日 理事会一部変更
2012年12月12日 理事会一部変更
2015年3月24日 理事会一部変更
2025年2月4日 理事会一部変更

人類社会の発展と安寧及び福祉の向上に資すること、並びに国の科学政策・事故への事前警鐘や事故対策・法令規則の制定等に対して日本機械学会としての意見を社会に発信するにあたっての取扱いを定める。

(1) 種別

- (a) 提言 科学的知見に基づき政府や関係機関、広く社会に向けた提案を発表するもの。
- (b) 見解 科学的知見に基づき、社会的な議論を喚起するため多様な意見を提示するもの。
- (c) 報告 科学的な事柄について、審議の結果を発表するもの

(2) 提言内容の検討手順

いずれの意見発表についても、提案組織以外の意見を聴取することが必要であるが、同時に時宜を得た提言も大切であると考え、以下のように取り扱う。

- ①「会長名」で意見発表する場合には、広報情報理事会にて判断し、原則として、本会ホームページのパブリックコメント欄にて広く提案趣旨を開示し、意見の公募（1ヶ月）を行う。寄せられた意見に回答するとともに、必要に応じて提言案に反映するなど、意見の集約を図る。上記手順を踏まえた最終案について採否を理事会で最終決定する。提出から最終決定までの検討期間は原則3ヶ月以内とする。
- ②関連組織（部門、支部、部会、委員会、研究会、分科会等）で意見発表する際には、組織長の責任の元、最終決定し、理事会報告後に組織長名にて発表する。

(3) 事務手続き

意見発表の受付、意見の公募ならびに意見発表の取扱いは広報情報理事会が行う。

附 則 本規定の変更は2025年2月4日から施行する。